

令和8年4月8日

保護者様

豊田市立四郷小学校長
谷口 貴代

地震発生時・気象警報発令時における児童の登下校について(お願い)

震度5弱以上の地震が発生した場合、「愛知県全域」または「愛知県西部」、または「西三河北西部」に警報が発令された場合の児童の登下校についてお知らせします。安全への配慮をお願いいたします。

記

地震発生時

- 1 児童が登校する前に**豊田市内で震度5弱以上の地震**が発生した場合
 - (1) **学校から指示があるまでは自宅待機**をしてください。
- 2 児童の登校後に**豊田市内で震度5弱以上の地震**が発生した場合
 - (1) **保護者のお迎えによって**児童を引き渡します。
 - (2) 停電等で、学校メールが送信できない場合もあります。**学校から連絡がなくても**、お迎えをお願いします。

警報発令時

- 1 児童が登校する前に名古屋地方気象台から「暴風警報」「特別警報」が発令された場合
 - (1) **午前6時までに警報が解除**された場合は、平常どおりの授業を行います。
 - (2) **午前6時を過ぎてから警報が解除されるか、引き続き解除されない場合は**、当日の授業を中止します。
 - (3) 上記の(1)の場合でも、登校に危険が予想されるときは、登校する必要はありません。
- 2 児童の登校後に名古屋地方気象台から「暴風警報」「特別警報」が発令された場合
 - (1) 台風の中心位置、進行速度及び方向、発令時における気象状況等により判断して、全児童を安全に帰宅させ得ると認められた場合には、当日の授業を中止し、職員が引率して速やかに集団下校をさせます。(保護者の方は、家で待機または徒歩で集合場所まで出迎えをしてください。)
 - (2) 下校しても保護者またはそれに代わる人がいない児童は学校に待機し、保護者の出迎えによって児童を引き渡します。
 - (3) 下校させることが危険と判断したときは、戸外通行の危険がなくなるまで学校に残し、校内の最も安全な場所で待機をさせます。
 - (4) 学校での待避時間が長引く場合には、保護者と連絡をとり、出迎えできる児童は下校させます。
 - (5) 通学路において危険と思われる箇所については、職員が現場に出向き、安全の確保に努めます。情報連絡等のご協力をお願いします。
- 3 名古屋地方気象台から「大雨警報」・「洪水警報」が発令された場合
 - (1) 「大雨警報」・「洪水警報」が発令された場合の児童の登下校の取り扱いは、校区内の戸外

通行状況等を勘案し、校長が決定します。登校できない場合は、緊急連絡網(メール配信)や地区放送等でお知らせします。連絡がない場合は、平常どおり授業を行います。

(2) 登校時

大雨・冠水・崖崩れ等により登校に危険が予想されるときは、保護者の判断により登校を見合わせ、学校へ連絡してください。登校できない場合の出欠については配慮します。

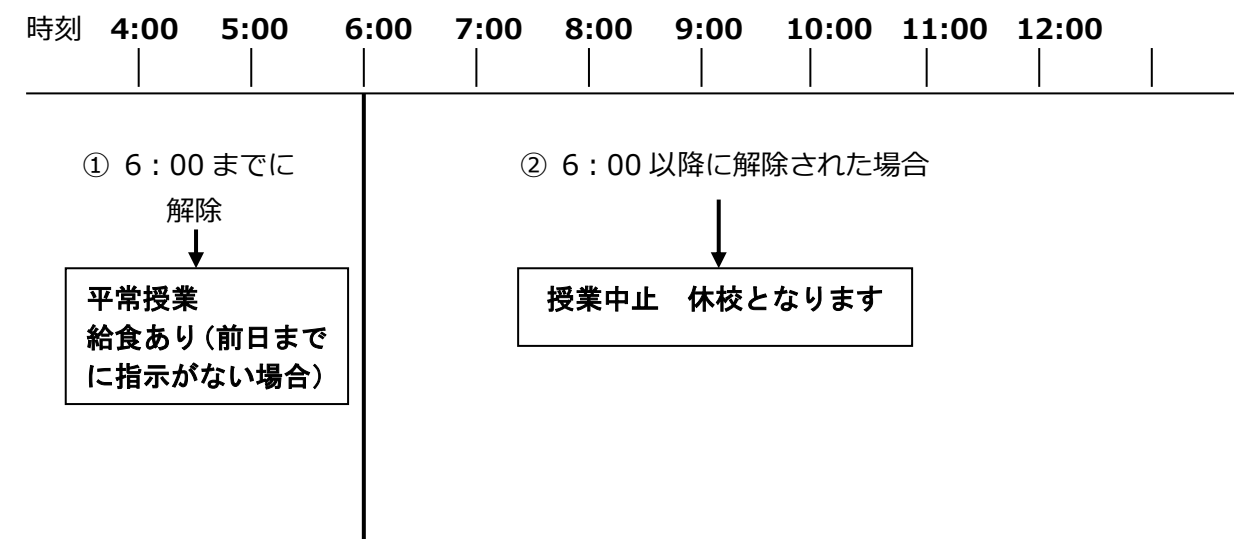
(3) 下校時

冠水・崖崩れ等危険と思われる箇所については、職員が現場に出向いて安全の確保に努めます。情報連絡等のご協力をお願いします。

「暴風警報」が発令された場合の登校と給食の有無について

当地域への「暴風警報」の発令に対する登校の取り扱いと給食の有無については下記のようになりますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

記



- * 「暴風雪警報」が発令された場合も、同様の取り扱いとなります。
- * 気象情報等により事前に暴風警報が発令されると予測される場合、**前日に給食の中止を連絡**することがあります。そのときは、午前6時までに暴風警報が解除されても給食はありませんので、弁当を持参させてください。

<これらの取り扱いは、豊田市教育委員会の通達に基づいています。>